

事 務 連 絡
平成24年4月12日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産あさりのプロメトリン)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号により通知したところ
です。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、中国産あさり及びその
加工品については、プロメトリンに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考) 平成24年4月11日現在の検査受託可能検査機関

- 一般財団法人 新日本検定協会
- 財団法人 日本食品分析センター
- 財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
- 財団法人 日本冷凍食品検査協会